

## 小美玉市自治基本条例策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、分権時代にふさわしい小美玉市の自治の確立を目指し、その基本原則となる「(仮称)小美玉市自治基本条例」について検討するため、小美玉市自治基本条例策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 条例に関する事項について調査、研究及び検討を行うとともに、条例素案を作成し、市長に提言する。

2 提言にあたっては、推進会議及びワーキングチームの意見を踏まえるとともに、十分に連携をとりながら行うものとする。

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 5人以内
- (2) 各種団体から推薦を受けた者 10人以内
- (3) 市民 5人以内

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱のときから市長に対し提言が完了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員長は、策定委員会の会議を招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月13日から実施し、条例が公布された日をもってその効力を失う。
- 2 策定委員会の最初に開催される会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。